

生殖医療と家族援助

～卵子ドナーの悲喜交々～

荒木晃子

「私の卵子を提供します」

前号では、卵子ドナーになる事を切に願うTさんの語りを紹介した。彼女は、卵子ドナーになりたいと望む200名を超える女性たちの動機^{注1)}を象徴的に語っていた。読者の方が、Tさんの語りに何をおもい、どう感じ、どのような感想を持ったのかは知る由もない。筆者は、利他的精神で自分の卵子を提供したいドナーのおもいに、共感を覚える方や理解を示す方がひとりでも増えてくだされば。彼女たちの行を決して否定することなく静かにエールを送り、この世に迎えた新たないのちとその家族を温かく見守る社会になればと願うと同時に、自身のおもいを言葉にして語り、それを文字にして公表することを快諾いただいたTさんも同じ思いを抱いていることに今でも感謝している。

前段で、Tさんの語りを象徴的と表現したのには、かつて所属していた団体で公開した「登録卵子ドナーに関する調査報告^{注2)}」がその根拠となる。2015年3月報告の時点で、卵子ドナー希望者232名、レシピエント希望者108名（設立当初からレシピエントは受け付けていない）の応募があり、既にマッチング23組が決定していた。ここでは、そのうち232名の卵子ドナー希望者の詳細を紹介したい。ちなみに232名の内174名は、ドナー応募要件として、原則35歳未満で既に子のいる成人女性、配偶者の同意があること、卵子提供について十分に理解していること、出自を知る権利

について十分に理解していること、血液検査や3回以上の臨床心理士によるカウンセリングを受ける必要があることを理解していること、提供のための採卵回数が3回未満であることを了解し、全てに適合している女性たちであった。

ドナー要件に適合しなかった58名の内訳は、年齢を超えている20名、未婚且つ子どもがいない12名、現在妊娠中または授乳中8名、既婚だが子どもがいない7名、海外在住4名、子宮欠損3名、病気等で妊娠が不可能2名、LGBT当事者2名、応募者の最高年齢は50歳であった。「既婚だが子どもがいない」7名のうち、不妊カップル以外に、子どもは産まないと決めているカップルの存在があり、「海外在住」4名は日本国籍で遠くはインド在住の日本人女性からの応募があった。「子宮欠損」とは先天的に卵子はあるが子宮の無いロキタンスキー症候群の女性を意味し、「病気等で妊娠が不可能」の女性も、自己卵子の提供は不可能ではなかった。結果、ドナー要件に適合しなかった58名中、年齢が35歳以上は20名、子どもを産んだ経験がないが19名、現在、通院・採卵が困難な状態（身体、状況）があるが19名となり、応募要件と照らし合わせると、「原則35歳未満、既に子のいる（過去に出産経験がある）、医療施設に通院し採卵が可能である」女性が要件を満たしていると判断されていた。LGBT当事者に関しては、性別変更

手術前のトランス男性、もしくは、レズビアン女性の可能性が考えられる。

ドナーの動機と社会背景

応募要件を満たした 174 名のうち、様々な手続きを経て正式なドナー登録に至ったのは 70 名、そのうち約 8 割が子育てしながら働いていた。なお、70 名の社会的背景は、専業主婦 15 名、自営業・パート等 14 名、事務職 13 名、医師・看護師等の医療従事者 11 名、営業・販売等 9 名、公務員・教員等 6 名、技術職 2 名であった。専業主婦 15 名を除く 55 名が、仕事と子育てを両立し、そのうえで卵子ドナーになる事を望んでいたこととなる。ドナー登録に至った 70 名は全て 35 歳未満である。子どもはまだ幼く、親の保護が必要な時期にあると考えられるため、相当な覚悟をもって応募を決めたことが推察できる。彼女たちは、どのような動機で卵子ドナーに応募したのであろうか。以下は、団体の審査基準を満たした卵子ドナー候補の応募動機のコメントからの抜粋である。

<卵子ドナー候補の応募動機>

- ・私にも不妊の友人がいる。お役にたちたい。
- ・自分は問題なく産めたので協力したい。
- ・困っている人のお役にたてるなら嬉しい。
- ・献血や臓器提供の様に誰かの役にたちたい。
- ・少子化が気になるので一人でも子どもを増やしたい。
- ・夫の子どもが欲しいと思うのは自然なこと。それを手助けできるなら感謝と尊敬の思い。
- ・3人産んだがまだ社会に貢献したい。
- ・母性看護を学び協力したいと思った。
- ・自分も長期の不妊治療で授かったので、世の中に恩返しがしたい。
- ・不妊治療し、自分は誰よりも子どもを授か

りたい気持ちが理解できる。

- ・小さい頃からドナーやボランティアに興味がある。

このように、11 例のコメント中、8 例に「貢献」という利他的精神の特徴ともいえる記載があった。なかには、「有償の卵子提供はしなかった。無償ボランティアで卵子ドナーになれる日を待っていた」との記述もあった。

当時、団体に寄せられたコメントを見て、筆者は、ドナー登録支援団体で共に活動していた仲間と共に感謝と喜びを分かち合ったことを覚えている。大げさといわれても仕方がないが、ボランティア精神が根付いていない(といわれる)日本も、まんざら捨てたものではないところからうれしく思った記憶がある。

「ドナー登録を辞退します」

卵子ドナーの応募要件を満たした者は、書面、医師との面談、意思の確認等様々な手続きを経た後、正式なドナー登録に至る。要件を満たした 70 名中、その時点(H27. 2 月末)でドナー登録者は 27 名であった。登録しなかった 43 名には、各々に事情があった。辞退者 43 名の辞退理由の概要を以下に抜粋し、コメント内にあった質問を矢印→で記述する。

<卵子ドナー登録辞退の理由>

- ・ドナーに対する保障(制度)がないため。
→万が一の保障はないのか。
- ・仕事や子育ての都合で、3 回以上のカウンセリング(に施設へ出向くのは)無理がある。
→施設の診療時間帯に合わせられない。調整は不可能なのか。
- ・提携施設は 5 施設のみ(宮城県、東京都、兵庫県、広島県、福岡県)。治療を実施する医

療施設が自宅から遠すぎる。

→自宅近くの医療施設ではいけないのか。(応募者は全国各地在住)

・出自を知る権利を履行した場合、将来名前がわかってしまうと困る。

→知る権利は卵子提供で生まれた子どもにあるため、ドナーとドナーの子どもや家族の意思は尊重されないのではないか。

→産まれた子どもの希望は(絶対)断ることができないのか。説明を受けた医師から、ドナーは断ることができないといわれた。

→ドナーのプライバシーは誰が守ってくれるのか。

このように、仕事と子育てを両立しつつ、意を決して卵子ドナーの応募し、登録までたどり着いたドナー候補者の様々な辞退理由は、卵子ドナーには生殖医療の領域にとどまらない問題が生じる恐れがある事を裏付けていた。では、ドナーになる動機と意思がありながら、何故ドナーになることを辞退せざるを得なかったのか。次に、辞退者の「ドナー登録しなかった理由」を考察する。

<登録辞退の理由の考察>

ドナーに対する保障(制度)がない。

・実際に卵子を提供するために行う採卵、服薬等の医療行為の際に起こり得る事故や副作用等の被害に対する保障がない。

仕事や子育ての都合で3回以上のカウンセリング(に施設へ出向くの)は無理である。夫も同様。

・施設から診察日時を指定されても、施設の診療時間帯に合わせる事が困難である。また、日程調整のため、事前の打ち合わせ

に必要な連絡の時間帯も、勤務中のため不可能である。

・医療施設に出向くには、仕事を休まなければならないが、その際の休業補償がない。また、勤務先に提出する休暇届けに「卵子を提供するため」と書けない。

・子どもが小さいため、遠方の施設へ出向くことが大変。施設へ行くためには子どもを預けなければならない。もし同行させても、(指定された)施設には保育所がない。

指定された医療施設が自宅から遠すぎる。

・登録ドナーは国内に点在するが、実施する医療施設は宮城県、東京都、兵庫県、広島県、福岡県の5都府県のため、大半の登録ドナーは自宅からの通院が不便な状況にあった。受け取ったコメントの中には、「自宅近くの生殖医療施設で(卵子提供やカウンセリングを)実施することはできないのか」との質問事項もあった。

出自を知る権利を履行した場合、将来名前がわかってしまうと困る。

・「知る権利」は卵子提供で生まれた子どもにあるといわれた。では、ドナーとドナーの子どもや家族の権利はどうか。尊重されないのではないか。

・施設からは「卵子提供で生まれた子どもの要望は断れない」という説明を受けた。子どもが会いたいといえば、個人的に会うことは可能だが、「子どもの要望は(すべて)断れない」という説明には不安がある。将来的に、夫や成長した実子の意思をそこまで確認できない。

・遺伝カウンセラーと主治医からは、「遺伝上の母親はドナー」との説明があった。確

かに、遺伝上は母親なのかもしれないが、卵子を提供したら母親になるという自覚が自分にはない。その説明をどのように理解すればよいのかわからないで困っている。

- ・卵子を提供したことを、わが子へどう説明すればよいかわからない。夫の同意は得たが、まだ幼い実子に、「お母さんの卵子を提供して子どもが生まれた」ことを、どのように伝えていけばよいのかわからない。
- また、伝えなければならぬのか、伝えなくてもよいのかもわからない。

ドナーのプライバシーは誰が守ってくれるのか。

- ・卵子ドナーのプライバシーを誰が守ってくれるのか。ドナーにも、夫や子どもがいて、親やきょうだいもある。卵子ドナーになる際に、実施した医療施設で夫や子ども達の記録も残ると聞いたが、夫や（私の）子どもの記録までが個人経営の医療施設に保存されることが納得できない。医療施設やOD-NETは、私たち家族のプライバシーを生涯に渡り守りきれぬのか心配である。

ドナーとドナー家族の権利

以上、卵子提供登録ドナーから寄せられた様々な意見と質問は、卵子ドナーの登録を支援するNPO法人と個人経営の生殖医療施設が独自に返答する内容ではないことは明白である。なかでも、自己卵子を提供する強い意志を持ち、家族の同意を得て審査に適合した登録卵子ドナーが、その登録を辞退する理由には、社会へ向けた大きなメッセージがあるように思うのは、筆者だけではないだろう。ドナーの意思を尊重し、ドナーとドナー家族のプライバシーを守り、

卵子提供という医療行為への補償、及びその過程で生じる生活・社会保障、不慮の事故への損害賠償など、利他的精神を伴う卵子ドナーの意思と行為に呼応する社会のルールを、彼らは求めていた。卵子ドナーになる事を希望した200名を超える女性たちの意思を尊重するのは、提供を受けるレシピエントや、医療行為に携わる医療従事者だけで良いはずはない。本来、医療施設とは、患者への治療行為に対する対価を受け取るのであるから、対価を支払うレシピエントと医療施設との関係は明確である。しかし、卵子を提供するドナーの医療費は、それを依頼するレシピエントの支払いとなるため、医療費を支払う必要のないドナーと医療施設との関係性は明らかではない。更に、ドナーとドナー家族、特にドナー子のプライバシーや彼らが持つ権利は、例えNPO団体でも、医療施設でも守り切る保証はない。そこに、ドナー登録辞退の大きな要因があるように思う。

ドナー登録支援団体ではなく、卵子提供を行う医療施設でもないのであれば、果たして、卵子ドナーとドナー家族のプライバシーと権利を守るのは社会ではないのか。登録を辞退した卵子ドナーのメッセージは、卵子提供によりこの世に生まれる子ども、及び、その生命の誕生に欠かせない卵子ドナーとドナー家族の意思を尊重し、その権利を守る社会のありようを示唆していた。

注1) 非営利法人卵子ドナー登録支援団体(NPO法人OD-NET)2015年3月調査報告

注2) 科研費研究会『多層化する家族と法の全体構造に関する実証的比較法研究』「A2 ユニット 親子の自然と社会性」グループ研究会（於：早稲田大学2015.3.19）